

鳥羽市全員協議会会議録

令和4年9月27日

○出席議員（14名）

1番	南川 則之	2番	濱口 正久
3番	瀬崎 伸一	4番	片岡 直博
5番	奥村 敦	6番	河村 孝
7番	山本 哲也	8番	中世古 泉
9番	木下 順一	10番	戸上 健
11番	浜口 一利	12番	坂倉 広子
13番	坂倉 紀男	14番	世古 安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

- ・濱口総務課長、中村補佐
- ・中村企画財政課長、斎藤副参事、田畑補佐、小崎副室長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長	岩井 太
議事総務係書記	岡村 なぎさ

次長兼 議事総務係長	平山 智博
---------------	-------

(午後 1時40分 再会)

○木下順一議長 本会議に引き続き、皆さん大変お疲れさんでございます。

ただいまから全員協議会を再会します。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、執行部報告事項。

①令和5年4月1日付け組織改正(案)についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

総務課長。

○濱口総務課長 総務課長、濱口です。よろしくお願いいたします。

本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、お手元の資料に基づきまして説明のほうをさせていただきますので、資料のほうをご覧ください。よろしいでしょうか。

報告する案件は、先ほど議長が申しいただきましたとおり、令和5年4月1日付で組織改正についての提案でございます。

前回の組織改正が平成31年、令和元年4月1日付でしたので4年ぶりの改正となります。

まず、資料の項目1の基本的な考え方ですが、今回の組織改正にあつては、係の統合や各部署間の事務分掌の移管を行うことで、今後の人口減少課題を見据えた持続可能な組織として将来の職員数の減少にも対応できる組織づくりを目指すものでございます。

なお、今回の組織改正に伴いまして分課組織条例の改正が必要となりますことから、12月会議におきまして改正議案として提出・提案をする予定でありますことをお伝えさせていただきます。

次に、2つ目の項目といたしまして、検討の経緯を挙げさせていただきます。

市長選挙後の市長2期目開始ということもあり、現状の組織体制について見直しに着手しております。本市の職員定数管理上、組織の改正を行うのであれば、課及び係の数の現状維持は前提としつつも、人口減少に伴う将来的な職員数の減員、減少を見据えまして、現行体制よりも手薄になった場合においても対応できるスリムで効率的な組織機構へと再編していく必要があると考えております。

今回の改正に当たりまして、各課から出された提案の中には、組織の再編についてかなり踏み込んだ提案もあったのですが、急激な組織機構の変化は、市民サービスの低下を招きかねないことや、窓口の混乱なども懸念をされます。そして、かなりの影響があると考えるところですが、地方公務員法の改正に伴いまして、令和5年4月1日から令和14年、2032年までの間ですが、段階的に定年が延長されることとなります。これは、この組織改正の時期と同じ時期になります。これによりまして、従来のように定年退職に伴う新規採用という単純なフローが複雑化するなど、組織の若返りを目指しつつも、職員定数管理計画上の目指すべき職員数にも留意していかなくてはならないなど、幾つかの命題が整理されていない段階で、思い切った組織の変化は望ましくないと判断しましたことから、今回の改正案は最低限度の改正にとどめたところでございます。

次に、3項目でございます。具体的な改正内容につきましてご説明申し上げます。

今回の改正におきましては、具体的に見直しを行うのは、全部で4つの課を対象としております。

(1) 係の統合といたしまして、税務課において、現在の管理収納係と特別滞納整理係を統合いたしまして、管理収納係とします。

2つ目、②観光課において、観光企画係と観光振興係を統合しまして、観光係とします。

次に、(2) 事務分掌の見直しでございます。

①としまして、農水商工課において、農林係、水産係、商工労政係の3つあった係のうち、商工労政係を観光課に移管するものでございます。また、課名についても、同時に農林水産課と改めます。

次に、②番として、観光課の観光企画係と観光振興係であったものを先ほどの商工労政係を移管したことから、これまでの観光企画係と観光振興係を一本化し、観光係とするものであります。また、課名につきましても、観光商工課に改めるものでございます。

以上が、このたびの組織改正の内容でございます。

なお、3の資料につきましては、現状の組織と改正後の組織の新旧対照表となっておりますので、併せてご覧いただければと思いますのでよろしくお願いをいたします。

説明のほうは以上でございます。

○木下順一議長 説明は終わりました。

この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。よろしい。よろしいですか。瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 すみません。事務分掌の見直しで、農水商工課から商工労政係が移動するというような形だと思うんですけども、に伴って人員の配置替えというのが出てくるかなと思うんですけども、結構大きく、今の農水の中でも大変かなという中で、まだそこから人間が、がぼっと動いちゃうというようなイメージなんですかね。現状の農水の人数のまま、観光のほうの人数をちょっと変えるというようなイメージなのか、両方が減って、増えてなのかな、そんなようなイメージと理解していいんですか。

○木下順一議長 総務課長。

○濱口総務課長 おっしゃるとおりで、今農水のほうにある商工労政係は今3名おります。一応形的には3名がそのまま観光課へと増える形で係が増えますので、そこへいく形になるんですが、それが全体的な、人員的な農水のほうのあれが弱くならないかというのは、これからちょっと調整しまして、2名でよかったら、もう2名で観光課のほうの人員体制を調整するとか、その辺は、ちょっと課のほうで、また両方の課で調整をさせてもらって、最終的な人数の確保に努めたいと思っております。

以上です。

○木下順一議長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了する前に、浜口一利議員。

○浜口一利議員 今の説明を聞いた中で、今後の人口減少を見据えた持続可能な組織と大変大きな目標、目的が

あるというところなんですけれども、実際、今説明の中では、小規模な、まだ小段階の改編とかという説明もあったと思うんですけれども、現実にはこれまでの組織で不都合なところ、不都合だったところというのが大きいところがあれば、そこを何とかするために、このような改編を行ったという理由があればお聞かせ願いたいと思うんです。

○木下順一議長 総務課長。

○濱口総務課長 まさに浜口議員おっしゃるとおり、今回のコロナの関係が一番影響しておるといったら、過言でないんですが、そこでコロナ対策のほうに人員を取られたというのが、まず大きな理由があつてですね。そこから見て、本当は各課に配分する予定していた人員的な大きなもの、組織の改編的なもの、すごく影響されたところがあります。

ですので、私のほうも4月から総務課長させていただいて、各課の人員要求とかを聞いている中では、ほとんどの課が今の業務量が多くなっていて、人が欲しいという中で、今回大きな組織改編と言ってくると、またそれで、逆に影響、事務の停滞につながっていかないかというのも物すごく懸念があつて、できる限り小規模な組織改編にしようということで、市長、副市長にもそういった申入れをさせていただきました。

一番の例が先ほど質問もいただきましたけれども、今回のコロナで商工労政の動きと観光の動きが物すごくちょっと似通った動きがあつて、すごく話がスムーズにいったこともありました関係で、できれば観光のほうに持ったほうがいいんじゃないかということで、その辺はもう今回コロナの影響した中で、ちょっと効率化というような形を図らせてもらったというのが今回大きなところでございます。

以上です。

○木下順一議長 浜口一利議員。

○浜口一利議員 今の説明でよく分かったんですけれども、農林水産課って一次産業に集中してというような、そのような何か明確な示され方が受けたわけなんですけれども、これまで仕事言われるように商工課というのは、別のところにおいて、何かそんなような雰囲気もあつたというところは、私も感じていたところなんですけれども、まず、第一産業をしっかりとやっていこうという、特化した形というのでできるのかなと期待はしているところなんですけれども、そのあたりの狙いというところはあるのでしょうか。

○木下順一議長 総務課長。

○濱口総務課長 所管課長のフォローをするわけじゃないんですけれども、今農林のウエートが物すごく大きくて、獣害であつたり、いろんな問題。それで、水産のほうもいろんな意味で、進行的なもので、すごく幅広く動いてもらっています。そこに商工労政という形でまた一本あると、やっぱり中心となる課長のウエートですとか、課長補佐のウエートが物すごく大きくなっているのは事実でございまして、その辺を含めると、やっぱり農林と水産という点もはっきりさせたほうが、ちょっと動きが取りやすくなるのかなというふうに考えております。

○木下順一議長 よろしいですか。

○浜口一利議員 はい。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、この件は終了いたします。

説明員交代のため、暫時休憩いたします。

(午後 1時52分 休憩)

(午後 1時54分 再開)

○木下順一議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

②企業版ふるさと納税の募集についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

企画財政課長。

○中村企画財政課長 企画財政課、中村です。よろしくお願いします。

本日は、企業版ふるさと納税の件と、それからちょっと追加で、新型コロナウイルスの臨時交付金の追加の情報がありましたので、後ほどそれも触れたいと思いますので、よろしくお願いします。

まずは、企業版ふるさと納税制度を活用した事業推進についてということで、近年、企業に有利な法改正もありまして、鳥羽市のほうに寄附の申出があったということで、その内容について副参事のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

○木下順一議長 副参事。

○斎藤副参事 企画財政課の斎藤です。よろしくお願いします。

今回は、企業版ふるさと納税に関係する事業に関して事前説明のほうをさせていただければと思っております。

企業版ふるさと納税による企業からの寄附につきまして、これまで鳥羽では受入れの実績はありませんでしたが、近年、法改正もあり、全国的にその動きが活発化しているというところです。

今回鳥羽市に対して寄附の申出がありましたことから、企業版ふるさと納税を活用した事業を推進するため、説明の機会をいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

企業版ふるさと納税の概要説明ということで、資料1をご覧ください。

まず、企業版ふるさと納税の概要を大きく説明させていただきます。

企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除する仕組みで、平成28年度から制度化されております。

制度のポイントといたしましては、企業が寄附しやすいよう寄附金額の9割相当額を損金算入や税額控除できることで、企業の実質的な負担は1割となることです。寄附企業への経済的見返りは禁止されています。寄附額は事業費の範囲内とすることとなっております。

活用の流れとしては、地方公共団体が地方版総合戦略に基づいた地域再生計画を作成し、国の認定を得る必要があります。この地域再生計画に記載された事業に対して寄附を受けた場合、企業版ふるさと納税とふるさと納税の制度が活用できるという仕組みとなっております。当初企業側のメリットがあまりない制度でありましたが、令和2年度地方創生のさらなる充実強化に向けて、地方への資金流れを飛躍的に高めるという観点から、大規模な制度改正が行われました。

変更点としては2点ありまして、1点目は、税額控除の割引、割合の引上げです。改正前は寄附額の6割までしか損金算入税額控除がされなかったものが寄附額の9割まで拡大された。2点目としては、事業費の確定前の寄附が受領可能となったということです。改正前は、原則、事業が完了して事業費が確定しなければ寄附ができなかった、寄附の受領ができませんでしたが、地域再生計画に定める寄附金額の目安の範囲内であれば、事業費確定前の寄附が可能となりました。

これらの制度改正の結果、近年、企業版ふるさと納税の活用が活発化しているところです。

鳥羽市においても、この制度を活用すべく地域再生計画を策定し、国の認定を受けております。企業版ふるさと納税の受皿は既に整っておるところです。

資料2をご覧ください。

鳥羽市の地域再生計画は、名称を「鳥羽市まち・ひと・しごと創生推進計画」とし、令和2年度から令和6年度までを計画期間としたものとなっております。

寄附の対象となる事業内容は、3ページ目の記載のとおりでございます。事業の名称のところですが、ア、働く場の創出・人材育成事業、イ、新しいひとの流れ・ひとの交流事業、ウ、誰もが活躍できるまち事業、エ、地域経営の視点に立ち、時代に合ったまちづくり、安心した暮らしの確保事業、オ、連携施策等の事業としております。広く様々な事業を寄附対象事業として受け入れられる形で作成しているところです。

そのような中、ある企業から鳥羽市が行う海洋環境の保全に対する課題、特に漂着ごみ対策に対して社会貢献のため、企業版ふるさと納税の制度により寄附したいとの申出がありました。

現時点では一旦申出があったというのみで確定している内容ではありませんので、企業名等は公表を差し控えさせていただきますが、同社からの提案といたしましては、海洋ごみの減量化に向けた清掃活動の見える化と市民活動の促進、ごみの調査、回収された海洋ごみの活用に関する事業を展開する経費として寄附をしたいとの申出を受けております。

鳥羽市におきましては、既に三重県等と連携して漂着ごみ対策を行っているところでありまして、今回の申出のあった事業内容の提案は、市の施策展開の方向性とは合致しております。また、先ほど説明いたしました寄附の対象事業としても、エの地域経営の視点に立ち、時代に合ったまちづくり、安心した暮らしの確保事業の2行目から3行目にかけて、環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進を掲げており、企業版ふるさと納税による寄附の対象事業と言えます。

しかし、現時点の市の施策では、企業にとって分かりやすくアピールできる個別事業を特出ししていることがなかったため、寄附の受入れと充当が進みづらい状況でありました。

そこで、事業の寄附をいただきやすいよう具体的な予算化に先立ち、寄附を活用して実施したい事業のPRを行うことが必要と考えております。

資料3をご覧ください。

「流出ごみから海を守る。持続可能な参加型プロジェクト」になります。

こちらが今回ふるさと納税対象事業として情報発信していく事業の概要となります。

主な事業内容としては、鳥羽市のまちの環境や海ごみの問題の現状を知る機会、考える機会を持つ取組として、海ごみ、その由来となる陸のごみの問題について、現状・課題の分析把握の推進、清掃活動の実態の可視

化や参加しやすい環境づくりを進める。様々な主体の参加型で、鳥羽市の環境・景観を守っていく在り方を進める取組として、海ごみの発生源となる河川上流の人とともに海洋環境を考え、新たな行動につなげていく企画に取り組む。活動によって、新たな鳥羽市の地域資源を生み出し、活用する社会の実現を目指す取組として、漂着ごみや路上のごみ問題を鳥羽市の資源として活用する新たな企画を立案するなど、取組を通じて鳥羽市の課題や実態をオープンにしなが、様々な主体の参加型の解決を目指し、コミュニティ形成や教育機会の拡大を図りつつ、新たな地域資源の創出を目指すプロジェクトを立ち上げます。

あくまでもこちらに掲げた事業は、事業の方向性ということであり、実際にはいただいた寄附の額に応じて具体的な事業を検討し、展開していくものとなります。

事業の詳細につきましては、改めて予算化の時点で、担当課のほうより説明をさせていただきたいと思いません。

最後にもう一度、手続の流れ等を説明いたします。資料4をご覧ください。

寄附を原資として事業を行うという関係から、先に企業向けに、本課より企業版ふるさと納税を活用したい取組の周知を行います。それに対して企業からの寄附をいただき、市担当課において、その規模に応じた事業を組み、予算を議会へ提出させていただくという手順になります。

以前は市が事業を実施した後に企業から寄附をいただくという制度でしたが、制度の見直しにより、今は事業を実施する前に寄附をいただくことが可能となったため、企業の地域貢献をしたいという意向と、市の取組のマッチングを図っていくことが重要となっております。

今後、この企業版ふるさと納税の活用については、積極的に取り組んでいければと考えておりますが、歳出予算の確定前にPRを行うということが出てくるため、こういった点をご了解いただければというふうに思っております。

「流出ごみから海を守る。持続可能な参加型プロジェクト」につきましては、今後、スケジュールとしては、明日の9月28日には、新たに鳥羽市企業版ふるさと納税のホームページを開設して、集まった寄附額に応じた事業を検討した上で、12月市議会において、補正予算議案を担当課より上げさせていただく予定になります。また、単年度事業として完結するのではなく、次年度以降も継続的に寄附につながるよう進めていきたいと考えております。

今後も、庁内で体制づくりや対象事業の検討等をしっかり行っていき、企業版ふるさと納税の制度を活用していただけるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

説明は以上となります。

○木下順一議長 説明は終わりました。

企業版ふるさと納税の件について、ご意見、ご質疑はございませんか。

濱口正久議員。

○濱口正久議員 すみません。ちょっと詳しく教えてほしいんですけども、今回この企業版ふるさと納税のところは、最初に地域再生計画をつくって、その中で寄附をザクっともらうんですか、それともある程度こういうことにしたいと絞って、それで寄附をしていただくんでしょうか。

○木下順一議長 斎藤副参事。

○齋藤副参事 今回ホームページに上げさせていただくこの「流出ごみから海を守る。持続可能な参加型プロジェクト」というところに関して寄附を募りたいというふうに上げさせていただく予定です。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 そうすると、それ寄附をもらう前に、ある程度ホームページで上げるときには、例えばPRにお金はかからないんですか。それとも、そのお金はどうするんでしょうか。

○木下順一議長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 ホームページに上げることで自体には費用はかかっておりません。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 それで集めたものをある一定の金額が達した予算に応じて選ぶんでしょうか、それとも、そういう予算の規模は、もう最初から、それがなくてできへんのかと、どういうところなんですか。

○木下順一議長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 最低限の金額というものはあるかと思うんですけども、一定の金額以上をしていただくことを申し込んでいるので、その金額以上のものを集まったら予算額増やして、予算に上げていければなというふうに思っております。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 そうすると、ある程度目標の金額があると思うんですけども、それに達しなかった場合はどうするんですか。やらないんですか、それとも一般財源を入れんのか、何かするのか、どうするんですか。

○木下順一議長 齋藤副参事。

○齋藤副参事 今のところ一般財源は使わずに、寄附の額だけでできる範囲でやりたいと思っております。

○濱口正久議員 わかりました。

○木下順一議長 よろしいですか。

他にございませんか。

次へ行ってよろしいんでしょうか。もういい。

(何事か発言するものあり)

○木下順一議長 またその都度聞くこともあるやろう。

(「そうですね」の声あり)

○木下順一議長 それでは、この件は終了して、先ほど課長のほうから何か追加で、コロナ臨時交付金内の新メニュー……。

資料をまず配ってください。皆さん、資料は行きましたか。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 それでは、この資料の件に関して説明を求めます。

齋藤副参事。

○齋藤副参事 別紙1と書いてある1枚目のところをご覧ください。

今回臨時交付金追加が来ましたので、急遽、ご案内というか、ご連絡をさせていただく次第です。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増加・強化ということでいただきました。

最初の説明のところの3段目を見ていただきますと、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金というふうに命名されております。こちらが創設されました。予算額は、日本全体で6000億円ということで、交付対象は、都道府県及び市町村です。対象事業といたしましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う事業ということで、直接支援を行う事業という形になっております。

推奨事業メニューといたしまして、下の表のような形で示されております。裏面に行きますと、事業の詳細が書かれておりまして、こういった事業をしてはどうかというふうなものが示されております。

2枚目のほうをご覧ください。こちらになります。

交付金の限度額が示されておりまして、鳥羽市のところには7,165万2,000円というふうに書かれておりますので、7,165万2,000円以内でこの事業を進めていくということになります。

今現在、庁内で各課にまたアイデアのほうを募ってはいるところではございます。既存の今までの事業に関しての、例えば一財分に充てることも可能だという部分も聞いておりますので、そういったことも勘案しながら、これからアイデア募って、次の事業につなげていきたいというふうに思っております。

以上になります。

○木下順一議長 この件は、もう質問受けられる、何か。何かご意見ありますか。

(「ありません」の声あり)

○木下順一議長 よろしいですか。

(「ない」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、執行部の説明を終わります。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもって、全員協議会を散会いたします。

(午後 2時12分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年9月27日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一